

平成25年(ワ)第38号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

原告ら準備書面（被害総論7）

2014（平成26）年11月7日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

内容

はじめに（本書面の目的と構成）	4
第1 汚染状況	5
1 放射性物質の放出量.....	5
2 本件事故前の空間放射線量率.....	5
3 本件事故後の空間放射線量率.....	5
（1）原子力発電所周辺.....	5
（2）警戒区域及び計画的避難区域	6
（3）第4次航空機モニタリング	6
（4）第5次航空機モニタリング	7
（5）第6次航空機モニタリング	7
（6）福島県西部の航空機モニタリング	7
（7）宮城県の航空機モニタリング	8
（8）茨城県の航空機モニタリング	8
（9）栃木県の航空機モニタリング	8
4 小括.....	8
第2 本件事故と被害の相当因果関係等に関する被告東京電力の主張に対する反論	9
1 被告東京電力の主張.....	9
2 被告東京電力の主張の意味するもの	10
（1）本件事故と原告らの精神的苦痛との相当因果関係	10
（2）受忍限度論.....	10
3 被告東京電力の主張に対する反論.....	11
（1）本件事故と原告らの精神的被害との相当因果関係について	11
（2）「受忍限度論」について.....	14
（3）「20ミリシーベルト未満であれば権利侵害はない」との主張の誤り（本件事	

故当時の法令が1ミリシーベルトを超える公衆の被ばくを容認していなかったこと)	18
第3 原告らの被害は, 居住地の汚染状況のみによって判断されるべきではない	22
1 はじめに	22
2 政府等の指示による避難指示区域外の地域における被害	23
(1) 政府等の指示による避難指示区域外に居住している (していた) 原告らの被害	23
(2) アンケート調査にみる自主的避難等対象地域における被害	24
(3) 小括	27
3 原告らの被害は, 居住地域の汚染状況のみによって規定されない	28
(1) 被害の構造	28
(2) 健康影響への強い不安・懸念は, 居住地域の汚染状況に比例するものではない—社会心理学の知見から	30
(3) 個々人のとった (余儀なくされた) 行動も, 居住地の汚染状況のみによって規定されるものではない—社会学の知見から	33
4 被害の認定判断にあたっては, 原告らの主観的受け止め方を重視すべき	35
(1) 大阪空港訴訟上告審判決 (最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁) の判示	35
(2) 本件について	36
第4 一般人・通常人を基準として平穏生活権侵害をとらえるべきである	37
第5 まとめ	38

はじめに（本書面の目的と構成）

本書面は、「原告らの被ばくへの不安や恐れに係る精神的損害は、本件事故と相当因果関係を有する原子力損害には当たらない」「原告らの主張している精神的損害は、中間指針追補及び同第二次追補に基づく精神的損害の賠償と重複するものであるか、そうでない場合には、本件事故と相当因果関係を欠くものであって理由がないものである」などとする被告東京電力の主張に対して反論を述べるとともに、これに関連して、原告らの精神的苦痛及びここから派生するさまざまな被害が、本件事故と相当因果関係にあることを明らかにすることを目的とするものである。

本書面においては、まず、原告らの精神的苦痛の根源にあるのが本件事故とこれに基づく放射性物質による地域汚染であって、精神的苦痛には客観的基盤があることを明らかにするために、原告らの居住地域の汚染状況について、改めて概観する。続いて、被告東京電力の主張が、被告東京電力自身が引用する ICRP の各種勧告、本件事故当時の法令の規定等に照らしても誤りであることを述べる。次に、原告らの精神的苦痛は、放射性物質による地域汚染に根ざしたものではあるが、客観的な汚染の程度のみによって規定されるものではなく（換言すれば、客観的な汚染の程度と精神的苦痛や被害が直線的比例関係に立たない）、一般人のリスク認知の特性や、その他の社会的規定要因が複雑に絡み合っているものであることを、社会心理学的知見及び社会学的知見に基づき明らかにし、原告らの訴える精神的苦痛は、一般人から見て合理的かつ相当なものであって、本件事故と相当因果関係にあることを述べる。さらに、本件訴訟の第8回口頭弁論期日における裁判所からの求釈明、すなわち「原告らが賠償の対象とする低線量被ばくに対する健康不安…の裏付けとなり得る空間放射線量率を数値化することはできるか。できるとすれば、その値は幾らか」との求釈明に回答する。

第1 汚染状況

1 放射性物質の放出量

2011（平成23）年8月26日に公表された、原子力安全・保安院による試算によれば、本件事故による放射性物質の放出量は、キセノン133が 1.1×10^{19} 、ヨウ素131が 1.6×10^{17} 、セシウム134が 1.8×10^{16} 、セシウム137が 1.5×10^{16} である（甲B62，番号1。単位はいずれもベクレル Bq）。キセノン133の放出量は、チェルノブイリ原発事故の1.69倍である。

2 本件事故前の空間放射線量率

本件事故前の福島県内の平均空間放射線量率は、 $0.024 \sim 0.04 \mu\text{Sv/h}$ であった（甲B62，番号3）。

3 本件事故後の空間放射線量率

(1) 原子力発電所周辺

本件事故後、福島県が原子力発電所周辺の23地点のモニタリングポストで空間線量率を測定した結果は、甲B62，番号4のとおりである。

長期的な地域汚染という観点から見るために、2011（平成23）年3月11日0時から同年3月31日24時まで測定できた地点での平均値を見ると、以下のとおりとなっている。

局舎名	平均値($\mu\text{Sv/h}$)	最大値($\mu\text{Sv/h}$)	過去の最大値
広野町二ツ沼	4.67	54.6	0.10

檜葉町山田 岡	3. 4 6	1 4 6	0. 0 9
檜葉町松館	8. 0 7	4 9. 3	0. 0 9
双葉町山田	1 4 9	1, 0 2 0	0. 1 1
浪江町浪江	9. 3 8	1 3 4	0. 0 9
福島市紅葉 山	5. 1 0	1 7. 2	0. 0 9

*過去の最大値は、2000（平成12）年度～2009（平成21）年度の10年間

これら原子力発電所周辺地域は、過去最大値と比して平均値ですら40倍以上という高線量区域となった。

（2）警戒区域及び計画的避難区域

2011（平成23）年9月1日に公表された警戒区域及び計画的避難区域における広域モニタリング結果（甲B62，番号7～10）によれば、双葉町，大熊町などの警戒区域においては，発電所の南から北西4～5km程度まで， $19\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の地域があり，北側にも筋状に $9.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の地域が延びている。飯舘村などの計画的避難区域においては， $19\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の地域が発電所から32km程度まで広がっている。

（3）第4次航空機モニタリング

文部科学省による第4次航空機モニタリング（2011（平成23）年10月22日～11月5日実施）（甲B62，番号11～17）によれば，原発から北西方向の飯舘村に向かって $19\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上， $9.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の地域が広がっていることがわかる。原発から80km圏内にあるすべての市町村において， $0.1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の値が測定されている。新地町，相馬市，南相馬市，葛尾村，

田村市，川内村，広野町，いわき市，国見町，桑折町，伊達市，川俣町，福島市，二本松市，大玉村，猪苗代町，本宮市，三春町，郡山市，須賀川市，小野町，平田村，玉川村，鏡石町，矢吹町，泉崎村，石川町，古殿町，中島村，浅川町，鮫川村，塙町，矢祭町，白河市，天栄村である。

また，本件事故による放射能汚染は，福島県内だけでなく，東日本全体に広く及んでいる（甲B62，番号17）

（４）第５次航空機モニタリング

第５次航空機モニタリング（2012（平成24）年6月22日～6月28日実施）（甲B62，番号18～22）においても，第４次モニタリングのときと同様，原発から80km圏内にあるすべての市町村において， $0.1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の値が測定されている。

（５）第６次航空機モニタリング

第６次航空機モニタリング（2012（平成24）年10月31日～11月16日実施）（甲B62，番号23～27）においては，一部に $0.1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下の地域が出現し始めているものの，依然として原発から80km圏内のほとんどの地域で $0.1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の値が測定されている。

（６）福島県西部の航空機モニタリング

福島県西部の航空機モニタリング（2011（平成23）年8月16日～8月28日実施）（甲B62，番号43～47）によれば，福島県西部の北塩原村，磐梯町，会津若松市，西郷村，喜多方市，会津坂下町，湯川村，会津美里町，下郷町，西会津町，三島町，柳津町，昭和村，金山町，只見町，南会津町，桧枝岐村まで，広くセシウム134，137によって汚染されている。よって当然，これら地域の空間放射線量率は，事故前を上回っている。

番号４７をみると、特に宮城県南部、茨城県北部及び南部、栃木県北半分は汚染の程度が高く、宮城県北部から岩手県南部にかけてもセシウム沈着量の多い地域が存在することがわかる。

(7) 宮城県の航空機モニタリング

宮城県の航空機モニタリング（２０１１（平成２３）年６月２２日～６月３０日実施）（甲Ｂ６２，番号４８～５０）によれば、宮城県では、特に丸森町，白石市南部，角田市南部のセシウム沈着量が多い。

(8) 茨城県の航空機モニタリング

茨城県の航空機モニタリング（２０１１（平成２３）年７月２６日～８月２日実施）（甲Ｂ６２，番号５１，５２）によれば、茨城県では、北部の北茨城市，高萩市，大子町，日立市，南部の阿見町，牛久市，取手市を中心に，大洗町，鉾田市，鹿島市，神栖市，笠間市，石岡市，かすみがうら市，土浦市，つくば市，つくばみらい市，守谷市，龍ヶ崎市，利根町，河内町，稲敷市，美浦村，潮来市，行方市などに高濃度汚染地域が広がっている。

(9) 栃木県の航空機モニタリング

栃木県の航空機モニタリング（２０１１（平成２３）年７月１２日～７月１６日実施）（甲Ｂ６２，番号５３～５５）によれば、栃木県では、北部の那須町，那須塩原市，日光市，塩谷町，矢板市，大田原市，鹿沼市，佐野市，那珂川町，さくら市，宇都宮市などに，高濃度汚染地域が存在する。

4 小括

以上のとおり，本件事故によって原告らの居住地は放射性物質によって汚染され，空間線量率は事故前の $0.024 \sim 0.04 \mu\text{Sv}$

／hを大きく上回る状況となった。原告らは、今後、原告ら各人の居住地における放射線量率の推移を詳細に立証する予定であるが、上記記載だけからでも明らかなおり、原告らが被ばくによる健康影響に不安を抱いているのは、単なる主観的なものではなく、放射性物質による空間線量率の増加という客観的な基盤ないし根源を有するものなのである。

第2 本件事故と被害の相当因果関係等に関する被告東京電力の主張に対する反論

1 被告東京電力の主張

被告東京電力は、準備書面（11）の7頁以降において、「法的な精神的損害の発生の有無及びその賠償額については、被害者の主観的事情のみによって判断されるべきではなく、客観的事情に基づいて判断することが必要である。被害者が主観的に強い精神的な苦痛を受けたと主張する場合であっても、これを法的な損害と捉えて加害者に帰責するためには、客観的にそのような精神的な苦痛が生ずるだけの科学的な根拠及び基礎となる事実があることが必要であり、かかる事情を踏まえて、一般的・合理的な見地より、法的な権利侵害が発生していると評価される場合でなくてはならない」「このように、原告らには、避難等対象者、自主的避難等対象者（避難者及び滞在者の双方を含む。）及びそれ以外の区域外避難者等の方々を含んでいるが、本件事故と相当因果関係を有する住民の精神的損害については、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見、本件原発との距離、放射線量の状況等の客観的な事情を踏まえて適切に定められるべきものである」「本件訴訟の審理に当たっても、このような原告らの本件事故時の住所地の差異等を踏まえて、客観的・合理的な観点から、相当因果関係の有無に基づく適切な損害賠償の範囲が定められる必要があり、そのような観点からも、原賠法に基づいて、本件事故の全体像について繰り返し専門家が調査審議を行った上で策定された中間指針等が定める損害賠償の範囲は、相当

性・合理性を有するものである」と主張している。

2 被告東京電力の主張の意味するもの

(1) 本件事故と原告らの精神的苦痛との相当因果関係

上記のような被告東京電力の主張については、その意味するところは必ずしも一義的に明らかではないが、同準備書面の11頁以下において、主として政府等の指示による強制的避難者の精神的苦痛に関して「確かに被ばくへの不安や恐れに係る精神的苦痛は、中間指針の定める精神的損害の対象とはされていないが、それは、避難等指示によって基本的に被ばくを回避することができる（そのために避難しているものである。）と考えられているからであると解される。また、一般に、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見に照らして、避難等対象者の受けた低線量被ばくについては、避難者に健康障害をもたらすまでの程度のものではなく、それによって具体的な権利侵害が惹起されたということとはできないこと…（中略）…等も踏まえれば、避難等対象者の被ばくへの不安や恐れに係る精神的損害は、本件事故と相当因果関係を有する原子力損害には当たらない」などと述べ、また、同準備書面の18頁以下において、いわゆる「自主避難等対象者」の精神的苦痛について、「以上より、原告らの主張している精神的損害は、中間指針追補及び同第二次追補に基づく精神的損害の賠償と重複するものであるか、そうでない場合には、本件事故と相当因果関係を欠くものであって理由がないものである」などと述べていることからして、結局、原告らの、被ばくによる健康影響についての不安や恐れ及びこれに起因する精神的苦痛（被害）は、本件事故と因果関係がない旨を主張しているものと解される。

(2) 受忍限度論

また、被告東京電力は、別の書面（準備書面（4））においては「科学的知見を踏まえれば、年間20ミリシーベルトを大きく下回る放射線を受けたとして

も、違法に法的権利が侵害されたと評価することは困難というべき」である旨を主張しており（準備書面（４）の３７頁以下）、この主張と、上記準備書面（１１）の主張とをあわせて読めば、被告東京電力は、事実上、年間２０ミリシーベルトを受忍限度として主張しているかのようにも理解することが可能である。

３ 被告東京電力の主張に対する反論

（１）本件事故と原告らの精神的被害との相当因果関係について

ア 東京電力の主張の根拠

上記のように、被告東京電力は、原告らの主張する精神的被害は、本件事故と因果関係がない旨を主張しているものと解される。そして、その理由とするところは、被害者が主観的に強い精神的な苦痛を受けたと主張する場合であっても、これを法的な損害と捉えて加害者に帰責するためには、客観的にそのような精神的な苦痛が生ずるだけの科学的な根拠及び基礎となる事実があることが必要であるから、結局、本件事故及びこれに伴う放射性物質汚染によって原告らが被ばくを余儀なくされたとしても、低線量被ばくによる健康影響は小さい（「低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見に照らして、避難等対象者の受けた低線量被ばくについては、避難者に健康障害をもたらすまでの程度のものではなく…」）から、低線量被ばくを余儀なくされた原告らが、これによる健康影響のおそれを背景に精神的苦痛を被ったとしても、それは本件事故と因果関係がないとするものと思われる。

イ 被告東京電力の主張の誤り

しかし、被告東京電力は、ICRP（国際放射線防護委員会）等の見解を取り上げて「科学的知見」と主張するが、従前より原告らが主張しているように、本件事故によって放出された放射性物質による低線量被ばくの健康影響については、さまざまな科学的知見が公表され、報道されており、その中には、健

健康影響のおそれをより強調するものも少なくない。そもそも、ICRP 自体も認めるように、100ミリシーベルト未満の被ばくによる健康影響及びその程度については、いまだに科学的には未解明の部分が多く、科学的知見が明確ではない（だからこそ、後に詳述するように、ICRP 自体、LNT 仮説を採用している）。このようなことからしても、本件事故により放射線被ばくを余儀なくされた被害者らが、どのような科学的知見に基づいて自分たちの健康影響を判断するかについては、被告東京電力の主張しているような一律の判断ができるものではない。被害者らにとっては、どの見解が「科学的に正しい」か軽々に判断できない状況であった。それにも関わらず、政府等の指示により避難を余儀なくされ、あるいは、自分と家族への健康影響についての将来リスクと現在の生活の継続を天秤にかけて避難をするか否かという不合理な選択を迫られた。そのこと自体が被害の一部なのである。

また、本件において、原告らは、単に健康影響の客観的おそれだけをもって精神的苦痛を主張しているものではない。原告らが従前より主張しているように、本件事故とこれに伴う放射性物質汚染、そしてこれに伴う被ばくによる健康影響への不安は、原告らの精神的苦痛の根源であり根幹をなすものであるが、これによる被害の現れ方は、地域の汚染状況や本件原発からの距離等の事情はもとより、職業や家族構成、あるいは個人の生活史等の事情によって、各個人ごとに異なる。そして被ばくに対する健康影響については、科学的に未解明とされる部分も大きく、長期にわたる将来の健康影響の不安であることから、一般人にとってはこれをより深刻に受け止める傾向が存在する（こうした心理メカニズムが存在することについては、原告ら被害総論準備書面（3）において詳述したところであるが、本準備書面でも後述する）。被ばくに対する健康影響への不安や恐怖及びこれに起因する精神的苦痛については、単なる客観的事情のみによって、その程度を論じることはできず、被害をこうむった個人（通常の一般人）の主観をも適切に考慮しなければならないのである。

このことは、被告東京電力が、被害賠償についての金科玉条であるかのように好んで引用する原賠審の「中間指針」にも示されていることである。例えば、農産物等の風評被害については原賠審の示した中間指針においても一定の範囲で賠償の対象とされ「原子力損害」として扱われているところ、そもそも「風評被害」は、放射線ないし放射性物質それ自体の毒性や健康影響による直接の損害ではない。農産物等が、放射性物質によって汚染され（または汚染されているかもしれない）と感じ、これを摂取すれば、自分や家族に将来健康影響が生じるかもしれないと感じて、これを買ひ控えるという消費者の主観的反応（ないし市場の反応）を媒介として、例えば福島県内で算出された農産物等が、仮に食品の安全基準をクリアしていたとしても売れなくなり（買ったたかれ）、結果として生産者に損害が生じているというメカニズムを有している。原賠審が示した指針において、風評被害が原子力損害として扱われており、被告東京電力が現実的に風評被害についての賠償を行っているという事実は、放射線ないし放射性物質の毒性や健康影響に対する人の主観的反応により生じた被害も、本件事故と相当因果関係が認められる「原子力損害」に該当しうるものであること、換言すれば、一般消費者が、放射線被ばくによる健康影響をおそれ、放射性物質に汚染されたと主観的に感じる食品等を忌避するという反応が、一般人の心理としてやむを得ない（合理性がある）ということ、原賠審が認めているということの意味する。

本件事故と相当因果関係が認められるかは、単に線量の大小や健康影響の大小だけでは論じることができず、人（通常の一般人）の主観的反応などの事情を適切に考慮しなければならないのである。「健康影響の生じるおそれは統計的に見て有意な差異を生じない」「食品の安全基準を下回っています」などと説明されても、不安に感じるのが一般人の心理として当然である以上、出荷された作物が例え食品の安全基準を下回っていたとしても、福島県産のものであれば、これを忌避する心理が働く。そうであるからこそ、風評被害も原子力損

害として認められているのである。

被告東京電力の主張は、「健康影響のおそれが小さければ、これに対する不安や苦痛はないはずだ」という仮定に立つものであるが、これは、不安や苦痛を健康影響のおそれの客観的大小だけで裁断しようとするものであり、誤りであることは、上記の理由により明らかである。また、こうした仮定に立てば、政府等が避難等の指示の対象としなかった地域からも多数の人が避難をしたという事実や、原発事故から3年以上を経過した現在でも、福島県及び近県産の食品等が忌避され、風評被害が継続している事実を理解することもできない。

被告東京電力は、原発事故を惹起し、福島県を中心とする周辺地域に、毒性物質である放射性物質をまき散らして地域を汚染しておきながら、放射線被ばくと健康影響への不安を抱く被害者に対しては、「あなたの被ばくについては、あなたに健康障害をもたらすまでの程度のものではないから、それに伴うあなたの不安は『客観的・科学的に』根拠のないものであり、原発事故はあなたの権利を侵害していません」というのである。このような主張は、果たしてわが国の法秩序が容認するものであろうか。

(2) 「受忍限度論」について

ア 放射線被ばくに関して受忍限度論を適用する余地がないこと

上記のように、被告東京電力の主張は、年間20ミリシーベルトを下回る被ばく線量であれば、あたかも受忍限度の範囲内であると主張しているかのようにも読める。この主張について、本年9月16日の第8回口頭弁論において、被告東京電力代理人は、受忍限度を言うものではない旨を説明しているものの、他の主張もあわせて読めば、事実上、受忍限度論を主張しているに等しいものと考えざるを得ない。

受忍限度論とは、一般的に、社会共同生活を営む上で一般人ならば当然受忍すべき限度を超えた侵害を被ったと評価できる場合にのみ侵害行為は違法性を帯び不法行為責任を負うという法理であり、環境や生活妨害を主張する訴訟

において、多くの裁判例がこの法理を採用している。これまでの裁判例が受忍限度か否かによって違法性を判断しようとしている理由は、加害者と被害者との間に互換性があり（ある人が加害者にも被害者にもなりうること）、加害行為も公共性公益性や重要な法益を背景としていることなどから、一定範囲の生活妨害については、法が立ち入るべきでないとする考え方に基づくものである。

しかしながら、原発事故に関しては、このような受忍限度論は、まったく当てはまる余地がない。

まず、原子力発電は、本件でも明らかなように、ひとたび深刻な事故を惹起すれば、きわめて多くの人の生命・身体やその生活基盤に重大な被害をもたらす巨大事業であって、その加害者である被告東京電力及び被告国と、一般市民である被害者らとの間には何らの互換性もない。何よりも、本件事故で示されたように、原子力発電所事故は、きわめて多くの人の生命・身体やその生活基盤に重大かつ深刻な被害をもたらすリスクを有する半面において、そのもたらす恩恵は、電力の安定供給や企業の利潤にすぎず、そのもたらす利益とリスクの均衡が成り立っていない。このことは、本年5月21日に福井地方裁判所において言い渡された大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決（福井地裁平成24年（ワ）第394号，同平成25年（ワ）第63号）が「個人の生命，身体，精神及び生活に関する利益は，各人の人格に本質的なものであって，その総体が人格権ということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条，25条），また人の生命を基礎とするものであるがゆえに，我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」として、きわめて明快に述べているところである。しかも、本件において、東京電力福島第一原子力発電所は、東京電力管内（関東圏）に電力を供給していたにすぎず、福島県・宮城県に居住していた原告らは、同発電所による電力供給の恩恵を何ら享受していないのである。

イ 原告らにとって何らの有用性もない被ばくであること

また、ICRP は、1990年勧告（Publication60）及び2007年勧告（Publication103）において、①正当化（Justification）、②防護の最適化（Optimization）、③線量限度（Dose Limit）の三つの原則による放射線防護体系を基本として採用している。このうち、①正当化とは、「いかなる行為も、その導入が正味でプラスの利益を生むものでなければ採用してはいけない（放射線等の利用によりリスクを上回る便益があること）」を意味する。

しかし、本件事故による、原告らを含めた一般公衆が余儀なくされた被ばくについては、原告らに何らの便益ももたらさないものである。原子力発電所は、正常に運転されている限りにおいては、発電によって社会に便益をもたらすものであるが（その便益がリスクを上回るものであるかについては、本件事故等を見ても、いわゆる「安全神話」により、リスクが過小評価されていたのではないかという点も含め議論の余地があるところである）、そうであるからといって、本件事故により、原告らを含む被害者が余儀なくされた（余儀なくされ続けている）放射線被ばくは、被害者らに対して、ひいては社会全体に対しても、何らの有用性（便益）をもたらすものではない。

このように、本件事故による原告らの放射線被ばくについては、原告ら被害者に対して何らの便益をもたらすものではない以上、その被ばくを正当化する余地はなく、したがって、これについて受忍限度を観念することはできないと言わざるを得ない。

ウ 放射線被ばくの健康影響に「しきい値」はないこと

被告東京電力自身が引用しているように、わが国の放射線防護関係の法令等は、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告（Publication）に基本的に準拠して形成されている。

しかし、ICRPの各種勧告は、LNT（Linear No Threshold, 直線しきい値なし）仮説に基づくものである。LNT仮説とは、低線量の被ばく（おおむね100ミリシーベルト以下）についても、これ以下では健康影響が起きないとい

う値（しきい値）はなく、線量と、がんや白血病などの発生確率とが比例すると考える仮説である。

LNT 仮説は1977（昭和52）年のICRP 勧告第26号（Publication26）において、人間の健康を守るために放射線を管理するには最も合理的なモデルとして採用され、日本の国内規制もこれに準拠している。この勧告では、個人の被ばく線量は、確定的影響（急性放射線障害）については発生しない程度、確率的影響（がんや白血病など）については LNT モデルで計算したリスクが受容可能なレベルを越えてはならず、かつ合理的に達成可能な限り低く（as low as reasonably achievable, ALARA）管理すべきであり、同時に、被ばくはその導入が正味の利益を生むものでなければならないことを定めている。

被告東京電力は、「ICRP が放射線防護の観点から LNT モデルを採用していることは、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくのリスクの程度が大きいということを何ら意味するものではない。ICRP が採用している『しきい値がない』との立場（LNT 仮説）は、放射線防護の観点から、低線量域においてもリスクはあるものとして扱うことが保守的であり、予防保全に資するという考え方に基づく」と主張している（被告東京電力準備書面（4）の39頁等）。たしかに、ICRP は、「このモデル（引用者注・LNT モデル）の根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにない」としている。しかし、これは、逆に言えば、この「仮設」を明確に否定する内容の（すなわち、放射線被ばくの健康影響について「しきい値」があるとの）「生物学的／疫学的知見」が得られていないということも意味している。そうであるからこそ、ICRP は、LNT 仮説に基づき、放射線防護のポリシーとして、ALARA の原則を採用し、放射線防護に関する各種勧告の基礎としているのである。これは、科学的には、低線量被ばくであっても、これによる健康への悪影響を明確に否定できない以上、個人及び公衆への人為的被ばくを、合理的に達成可能な限り低く管理すべきという政策的判断に基づくものである。

こうした考え方は、上記のとおり、日本の国内規制の根拠ともなっているものであり、こうしたことからすれば、少なくとも、国内法制の解釈にあたり、放射線被ばくの健康影響についてしきい値はないものと考えられなくてはならない。

したがって、放射線被ばくの健康影響について「しきい値」はなく、例え低線量であっても、その線量に応じて健康影響のリスクは存在すると考えられなければならない。その点から見ても、放射線被ばくについて「受忍限度」を観念する余地はないのである。

(3) 「20ミリシーベルト未満であれば権利侵害はない」との主張の誤り（本件事故当時の法令が1ミリシーベルトを超える公衆の被ばくを容認していなかったこと）

ア 公衆被ばくに関する ICRP の勧告

上にも述べたとおり、わが国の放射線防護関係の法令等は、ICRP の勧告に基本的に準拠して形成されている。本件事故当時、一般公衆の被ばくに関しての ICRP 勧告としては、2007（平成19）年に公表された勧告（Pub.103。以下「07年勧告」という。）が最新のものであった。しかし、本件事故当時においては、公衆の被ばくに関する我が国の法令は、1990（平成2）年の ICRP 勧告（Pub.60。以下「90年勧告」という。）に準拠して定められており、本件事故当時においては、07年勧告の国内法令への取り入れが放射線審議会において議論されていたにとどまっていた（甲A14，甲A15）。

そして、職業被ばくや医療被ばくとは異なる一般公衆の被ばく線量に関して、90年勧告は、公衆被ばくの年間線量限度を年間1ミリシーベルトとする一方、特別な状況では、5年間の平均が年間1ミリシーベルトを超えなければ、年間1ミリシーベルトを超える年があってもよいとした。07年勧告は、一般公衆を含めた被ばくについて、計画被ばく状況（線源の計画的な導入と操業に伴う状況）、緊急時被ばく状況（計画被ばく状況における操業中、又は悪意ある行動

により発生するかもしれない、至急の注意を要する予期せぬ状況)、現存被ばく状況(自然バックグラウンド放射線に起因する被ばく状況のように、管理の開始時に既に存在する被ばく状況あるいは長期被ばく)という3つの被ばく状況を設定し、それぞれの防護体系を構築し、それぞれの状況に応じた線量値を定めた。具体的には、一般公衆の被ばくについては、計画被ばく状況下では線量限度値(超過しないように管理する限度値)として年間1ミリシーベルト、緊急時被ばく状況下では参考レベル(状況に応じて基準を設定するための参考値)として年間20～100ミリシーベルト、現存被ばく状況下では同様に参考レベルとして年間1～20ミリシーベルト(ただし、家屋内でのラドンによる被ばくに関する参考レベル)を定めている。

イ 本件事故当時の公衆被ばくに関する国内法令

本件事故当時、公衆被ばくに関して定めた国内法令には、以下のようなものがあつた。

まず、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第6号において『周辺監視区域』とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう」として周辺監視区域の定義を行い、同規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」)第3条第1項において「実用炉規則第一条第二項第六号の経済産業大臣の定める線量限度は、次のとおりとする」とした上で、同項第1号で「実効線量については、一年間につき一ミリシーベルト」と定めている。これは、原子力発電所の周辺区域に居住する一般公衆が年間1ミリシーベルトを上回る被ばくをするようなことがないようにするために、周辺監視を行うという趣旨の規定であり、一般公衆の被ばく限度値を年間1ミリシーベルトとする90年勧告を前提にした規定であると考えられる。

また、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第19条においては、気体状の放射性同位元素等を廃棄する場合において、「第十四条の十一第一項第四号ロ(2)の排気設備において廃棄する場合にあつては、排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とすること」とした上で、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」(科学技術庁告示)第14条2項において「規則第14条の11第1項第4号ロ(2)及び第5号イ(3)に規定する線量限度は、実効線量が1年間につき1ミリシーベルトとする」と定めている。これは、放射性同位元素等を取り扱う施設外に放射性物質を排気する場合、施設外に居住する一般公衆が被ばくする恐れがあることからこのような規定が置かれたものであり、これも一般公衆の被ばく限度値を年間1ミリシーベルトとする90年勧告を前提にした規定であると考えられる。

このように、本件事故当時の国内法令は、一般公衆の被ばく限度値を年間1ミリシーベルト以下とすることを規定していた。

この点について、被告東京電力は、「年間20ミリシーベルトを大きく下回る放射線を受けたとしても、違法に法的権利が侵害されたと評価することは困難」などと主張する(被告東京電力準備書面(4)の38頁等)。被告東京電力が線量の目安として「年間20ミリシーベルト」を主張する根拠は必ずしも明らかではないが、本件事故後の避難等指示区域の指定にあたり事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超える可能性があるかが目安とされていたことや、本件事故後に成立した、いわゆる「除染特措法」が、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上か未満かにより取り扱いを分けていること、本件事故後に文部科学省が示した福島県内の学校等の校舎・校庭の利用に関する取扱いが年間20ミリシーベルトを目安としていたことなどを書面に記載していることからすれば、これらを法的な根拠として援用しているもの

と考えられる（被告東京電力準備書面（４）の２３頁以下）。

この年間２０ミリシーベルトという値は、０７年勧告の緊急時被ばく状況の参考レベルである２０～１００ミリシーベルトの下限值、あるいは現存被ばく状況の参考レベルである１～２０ミリシーベルトの上限値をとったものである（これは、ICRPが２０１１〔平成２３〕年３月２１日に、本件事故を受けて日本政府に対して行った勧告（甲Ａ１６）にしたがったものと言われている）。しかし、これは、上記のように、公衆の被ばく限度を年間１ミリシーベルトと定めていたわが国の本件事故当時の法令等の規定に明確に反するものである。これについて、被告らは、「１ミリシーベルトとは、あくまで計画被ばく状況下の線量限度値であり、本件事故後の緊急被ばく状況ないし現存被ばく状況にはあてはまらない」と言うものと思われる。しかし、そもそも、０７年勧告以前には、ICRPにおいても計画被ばく状況等の区別自体がされていなかったのであって、しかも、本件事故当時は、前述のように、放射線審議会において、０７年勧告の国内法令への取り込みが議論されていたにすぎず、０７年勧告の考え方は、そもそも国内法令には取り込まれていなかったのである。

本件事故当時の我が国の法制度は、公衆被ばくの限度を年間１ミリシーベルトと定めており、原子力施設の周辺地域の住民が長期にわたって、年間１ミリシーベルトを超える被ばくを余儀なくされるような放射性物質汚染が生じることを想定したものではなかった。このことから見ても、年間２０ミリシーベルト以下であれば、法的に権利侵害がないなどとする被告東京電力の主張に何ら道理がないことは明らかである。

同時に、被告東京電力の主張は、被ばく量（健康影響が生じる確率）を、法的権利（平穏生活権）侵害の有無・程度と同視する点でも誤っている。以下、被ばく量と法的権利（平穏生活権）侵害の有無・程度は比例しないことについて詳述する。

第3 原告らの被害は、居住地の汚染状況のみによって判断されるべきではない

1 はじめに

すでに繰り返し述べてきたとおり、原告らは、本件事故によってこうむった多種多様な被害について、放射性物質による地域汚染と放射線被ばくという根源と、被ばくによる健康影響への不安という背景の共通性に着目し、「生命・身体に直結する平穏生活権」を被侵害利益として、原状回復を請求し、かつ、原状回復がなされるまでの間、平穏な生活を侵害されたことによる精神的苦痛についての慰謝料を請求している。つまり、原告らが問題としているのは、被ばくによる健康影響そのものではなく、被ばくによる健康影響への不安及びそこから派生する多種多様な被害なのである。

したがって、たとえば被ばくによる健康影響にはしきい値はなく、被ばく量に応じて直線比例するという LNT 仮説を前提に、各原告の居住地の空間放射線量から、各人の被ばく量を算出して、発がんリスクなどの健康影響が発生する危険性を計算し、それのみによって原告らの請求を判断するような手法はとられるべきでない。原告らの請求を判断するにあたっては、原告らの抱える不安そのもの、多種多様な被害そのものを直視しなければならないのである。

そして、原告ら準備書面（被害総論1）や同（被害総論3）でも述べたとおり、被ばくによる健康影響への不安は、居住地の汚染状況（空間線量）や、それによって算出される被ばく量から予測される健康影響のリスクのみによって規定されるものではない。さらに、原告ら準備書面（被害総論5）等で述べたとおり、被ばくによる健康影響への不安から多種多様な被害が派生するにあたっては、居住している（していた）地域の汚染状況だけでなく、家族構成、職業、生活歴などの事情が大きく左右している。すなわち、被ばくによる健康影響への不安や原告らのこうむった多種多様な被害をとらえるにあたって、放射性物質による地域汚染（居住地の空間線量）のみに拘泥すべきではない。これについては、4において、社会学及び社会心理学の知見にもとづき詳述する。

2 政府等の指示による避難指示区域外の地域における被害

(1) 政府等の指示による避難指示区域外に居住している（していた）原告らの被害

既に述べてきたように、政府等の指示による避難指示区域外に居住している（していた）原告らも多種多様な被害をこうむっている。

たとえば、避難者の場合、避難生活そのものに伴う肉体的精神的苦痛や経済的困難、従前の生活・生業の基盤の喪失、従前生活していた地域社会からの分断・疎外感、家族と離れて避難している場合には、家族の分断や放射線の健康影響や帰還の見通しなどについての意見対立などが代表的な被害として現れているが、これは、政府等の指示による強制的避難か否かにかかわらず。特に、政府等の指示によらない避難の場合には、賠償やさまざまな支援策から取り残されていることによる精神的苦痛や、賠償や各種支援を得られないことによる経済的ないし社会生活上の困難、避難元に滞在している人との意識の分断と意見対立によって、さらなる精神的苦痛をこうむっている。

滞在者は、放射線被ばくと、これによる健康影響への不安を抱えつつの生活を余儀なくされている。すなわち、滞在者の場合、汚染された地域に居住し続けていることによる健康影響への不安を中核とし、釣りや山菜採りなどの自然下での活動を制約されたり、子どもを屋外で遊ばせることができなかつたりなどの生活上の支障も被害として現れている。さらには、地域の汚染などの原因により農業など生業が成り立たなくなることへの不安や、環境回復や健康対策の不十分さや遅れによる精神的苦痛、地域社会における除染等をめぐる意見の対立による精神的苦痛なども代表的な被害である。

そもそも、政府等の避難等指示が出されていない地域において、避難するかどうかの決断を迫られたこと自体が被害である。放射線被ばくの長期にわたる健康影響については、科学的医学的にも不明の点が多く、特に本件事故直後は、

放射性物質の飛散状況・汚染状況やこれによる健康影響などについての情報が乏しい中、自分や家族の健康影響への不安と、避難先での生活上の困難とを天秤にかけ、避難するか、とどまるかという「究極の選択」をせざるを得なかったのである。

以上に述べてきたような政府等による避難指示区域外に居住している（していた）原告らの被害については、原告ら準備書面（被害各論）及び各原告らの陳述書で主張立証してきたところであり、今後も、検証、原告本人尋問及び陳述書によって立証する予定である。

（２）アンケート調査にみる自主的避難等対象地域における被害

ア 「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」について

現時点では、数名の代表原告の陳述書による立証がなされているのみであるが、これら政府等による避難指示区域外の被害の存在・実態については、原告ら準備書面（被害総論 3）34頁以下で触れた各種統計調査のほか、成元哲氏（中京大学現代社会学部教授）、松谷満氏（中京大学現代社会学部准教授）、牛島佳代氏（福岡大学医学部医学科講師）ほかによる「福島子ども健康プロジェクト」が実施した「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」によっても裏付けられる。

同調査は、福島市、郡山市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町、大玉村、三春町、本宮市のいわゆる中通り9市町村に、2012（平成24）年10～12月時点で住民票を置いていた、3歳児（2011〔平成23〕年度時点。すなわち、2008〔平成20〕年4月2日～翌年4月1日生まれ）の子ども6191名及びその母親を対象とした大規模な調査であり、2013（平成25）年1月（第1回調査）及び2014（平成26）年1月（第2回調査）に実施されたものである（なお、実際の調査票については、甲C47・154頁以下を参照されたい）。同調査の第1回調査は、2013（平成25）年5月末時点で2611名分もの回答が回収された（回収率は42.2%）。

イ 子どもの被害

第1回調査の結果によれば、調査対象となった子どもに以下のような被害が表れていることが分かる。

(ア) 外遊びの時間が少ない

本件事故から半年間は、「まったく遊ばない」が62.8%を占め、「ここ半年」(すなわち、本件事故から約2年後の時点)では「まったく遊ばない」が11.4%と減少するも、『外遊び時間が30分未満』が全体の5割を超えているのは、他の地域と比べ、短いと言わざるを得ない」とされている(甲C49・12, 13頁)。

(イ) 公園などに散歩に行く機会が少ない

『公園などに散歩に行く機会』は2.1%と非常に低い値であり、母親と子どものふだんの生活に原発事故による影響がすでに表れていることを示すとされている(甲C49・14頁)。

(ウ) SDQ(Strengths and Difficulties Questionnaire)を用いて子どもの社会性の発達、認知発達、行動評価」を行った結果、支援ニーズが高いことが判明したこと

SDQの質問項目は、「攻撃的行為・多動・情緒・仲間関係・社会性」の5分野(サブスケール)で構成される。ところ、「すべてのサブスケールにおいて、他の調査に比べ、支援ニーズが高いことが分かった。特に、『行為』と『向社会性』は、明らかに支援ニーズが高い状態である」(甲C49・13頁)。

なお、「行為」の具体的項目は、「カッとなったり、かんしゃくをおこすことがよくある」、「よく他の子とけんかしたり、いじめたりする」、「よく大人に対して口答えする」、「他の人に対していじわるをする」、素直で、大体は大人の言うことを聞く」(逆転項目)の5項目であり、攻撃性・反社会性を示し、「向社会性」の具体的項目は、「他の人の心情をよく気づかう」、「他の子供達と、よく分け合う(ごほうび・おもちゃ・鉛筆など)」、「誰かが傷ついたり、怒っ

ていたり、気分が悪い時など、すすんで手をさしのべる」、「年下の子供達に対してやさしい」、「自分からすすんでよく他人を手伝う（親・先生・友達など）の5項目からなり、協調性を意味する。

ウ 母親の被害

(ア) 被ばくによる健康影響に関連してさまざまな不安を抱えている

第1回調査の自由記述欄に記入を行ったのは、45.8%（1201名）であるところ、そのうちでもっとも頻出した言葉は「不安」であり、その数は449にも上った（なお、同じ回答者が複数回「不安」を述べた場合も1として数えている。甲C47・112，113頁）。

その内容は、大きく次の5点に分けられる。すなわち、①子どもの健康状態に関する不安、②いじめや差別に対する不安、③不安心理やそれによるストレス、④将来、後悔しないために何か対策や行動をとりたいが、どの情報が正しいのかわからないという不安、⑤経済的な出費や負担を伴うことによる不安である（甲C47・112～117頁）。そして、成氏らは、これらの不安について、①放射性被ばくによる健康影響は「正解」を見出しにくいという固有の不確実性があり、さまざまな要因によって増幅・減少すること、②不安によって家族や地域社会の亀裂が顕在化していること、③見通しを持たない不安という共通点があること、④長期間持続する不安であること、⑤社会的偏見や賠償問題など社会的要因が複雑に関連して不安を増幅していること、といった特徴点があるとしている（甲C47・117，118頁）。

(イ) 母親の精神的健康度の低下

さらに、調査対象となった母親については、精神的健康度が低いことが判明した。

災害精神保健に関するスクリーニング調査票のSQD(Screening Questionnaire for Disaster Mental Health)を用いて調査したところ、時を経るにつれてSQDのすべての項目について減少傾向にあるものの、『現在』(引

用者中；2013年1月～5月時点）も『疲労感』と『怒りっぽい』『ささいな音や揺れに、過敏に反応してしまうことがある』の項目の『よくある』の回答割合は、それぞれ26.6%、26.8%、31.5%に上り、震災後のストレスがまだまだ改善されていないことが読み取れる。」とされ（甲C50・43頁）、さらに「SQDのうち、『うつ症状』は『事故直後』が52.0%、『事故後半年』が41.8%、『この2か月』が28.7%、『PTSD症状』は『事故直後』が51.2%、『事故後半年』が39.8%、『この1ヶ月』が25.9%」であるという（同）。

また、一般人口中の精神疾患のスクリーニング尺度のK6を用いて調査したところ、すべての項目について「いつもある」という回答は、時を経るにつれて減少傾向にあるものの、「一般的な精神疾患のカットオフポイントである9点以上は、『事故直後』（68.5%）、『事故半年後』（48.5%）、『この1ヶ月』（18.9%）」であり、「気分障害・不安障害が強い状態とされる13点以上は、『事故直後』（53.1%）、『事故半年後』（29.0%）、『この1ヶ月』（8.2%）と…全国平均（3%）の2倍以上」もの高い数値を維持しているという（甲C50・43頁）。

以上の結果から、成氏らは、「SQDとK6の精神的健康度は全国平均より低い状態である」と結論づけている（同）。

エ 同調査については、今後の継続調査が予定されており、詳細な分析についても継続調査の結果が待たれるところであるが、第1回の調査結果の段階においても、2611名分もの回答から、上記のような被害の存在が明らかになっているのである。

（3）小括

以上に述べてきたとおり、政府等による避難指示区域外においても、多様な被害が存在すること自体が、客観的な汚染状況（空間線量など）のみによって被害の有無・程度を判断することができないことの最大の証左である。

3 原告らの被害は、居住地域の汚染状況のみによって規定されない

(1) 被害の構造

原告らの被害の根源には、放射性物質による地域汚染と放射線被ばくという共通の事実があるものの、各人の選択した行動の違いによって、多種多様な被害が発生している。原告ら準備書面（被害総論1）8頁以下で述べた被害の構造を以下に簡単に整理する。

①放射性物質による地域汚染と放射線被ばく—被害の「根」

被害の根源として、放射性物質による地域汚染と放射線被ばくという事実が存在する。地域汚染、すなわち放射性物質による空間線量率の増加の実態については、本書面第2で主張したところである。

②健康影響への強い不安・懸念—被害の「幹」

放射性物質による地域汚染と被ばくによって、原告らを含む地域住民は、現在及び将来の健康影響への強い不安・懸念を抱かざるを得なくなった。健康影響への強い不安・懸念を抱いていることが合理的であることについては、原告ら準備書面（被害総論3）で詳述したところであり、さらに、社会心理学の知見に基づき、第3（2）において後述する。

③個々人のとった（余儀なくされた）行動—被害の「枝」

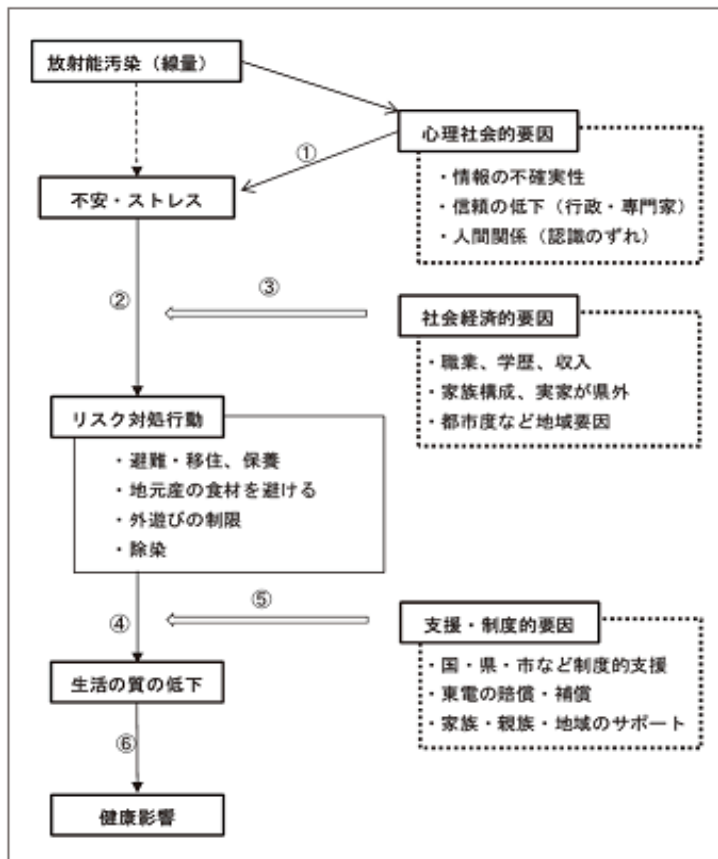
原告らを含む地域住民は、健康影響への強い不安・懸念を抱える中で、それぞれ、政府や自治体の発表のみならず、報道やインターネットなどから放射性被曝の健康影響などについての情報を収集し、地域にとどまるか、（一時的か継続的かは別として）避難をするかなど一定の行動（リスク対処行動）を選択することを余儀なくされた。そして、それぞれの行動は、居住地域の汚染状況だけでなく、従事する職業、家族構成、生活歴等の事情によって異なるのである。これについては、社会学の知見に基づき、第3（3）におい

て述べる。

④被害の現れ方と、これを決定する要因—被害の「実」

個々人のとった異なる行動によって、被害の現れ方、すなわち被害の種類・質・程度が異なる。それゆえ、本件事故によって発生した被害は多種多様なのである。

以上に述べた被害の構造は、「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」によって裏付けられている。すなわち、成氏らは、同調査結果に基づき、放射能汚染により不安・ストレスが生じ、職業、家族構成、学歴などの要因からリスク対処行動に違いが出たこと、リスク対処行動によって、生活が変化し、生活の質が低下していることを明らかにしている（甲C51・175頁）。



（甲C51・176頁より）

以下、健康影響への強い不安・懸念を抱く過程について、社会心理学の知見から、個人がとった行動（リスク対処行動）をとるに至る過程について、社会学の知見から、居住地の汚染状況（空間線量）以外の諸事情が関連しており、居住地の汚染状況のみによって、被害の有無や程度を判断することができないことを述べる。

（２）健康影響への強い不安・懸念は、居住地域の汚染状況に比例するものではない—社会心理学の知見から

ア 一般人のリスク認知を専門家の危険性評価と同視するのは誤りである

原告ら準備書面（被害総論３）で述べたとおり、人のリスク認知は主観的なものであって、客観的・科学的なリスクの有無や程度のみでなく、様々な要素を総合考慮してなされる（「リスク認知の特性」）。

ここで強調したいのは、一般人のリスク認知、すなわち、ハザードの主観的・直観的認識は、専門家による危険性の評価（リスク・アセスメント）とまったく異なるものであるということである。

専門家による危険性の評価（リスク・アセスメント）は、あるハザードに曝露された量とそれによって望ましくない状態（エンドポイント）になる確率との関係を求めることである。本件に即して言えば、放射線を100ミリシーベルト被ばくすると、発がん確率が0.5%上昇するという専門家の見解は、リスク・アセスメントによるものである。

これに対し、一般人は、実際には低頻度の事柄を過大視し、逆に、実際には高頻度の事柄を過小視することがある。例えば、一般人は「自転車」について、リスクの低い、健康的な乗り物であると認知しているが、社会統計によれば、自転車乗車中の交通事故は年間15万件程度あり、年間600人以上が自転車関連事故によって死亡している（甲C52・60頁）。つまり、一般人は、望ましくない状態が発生する確率のみから、さまざまなハザードを避けたり、あ

るいは受け入れたりという判断をしているわけではない。専門家がリスクを評価する際の確率や望ましくない状態（のひどさの程度）以外に、リスク認知を左右する要素は複数あるのである。本件について言えば、地域汚染とそれによる被ばく量で算出される発がん確率が原告らの不安度の大小に反映されるわけではないということである。

中谷内和也氏（同志社大学心理学部教授）も、一般人と専門家では、リスクやハザードを認識するときの評価基準が異なること、そして、「専門家の姿勢が『正解』で、一般人のリスク認知は…歪んだ『間違い』という見方は適切ではない」と強調している（甲C52・59頁）。

イ リスク認知の「2因子モデル」

一般人のリスク認知を説明する際に用いられる、社会心理学上の基本的知見として、「2因子モデル」が挙げられる（甲C52・53頁以下）。

「2因子」とは、①「恐ろしさ」因子及び②「未知性」因子を指す。

まず、①「恐ろしさ」因子の要素は、次のとおりである。

（ア）制御可能性

（イ）恐ろしさ

（ウ）世界的な惨事か

（エ）致命的帰結を有するか

（オ）平等性（リスクと引き換えのベネフィットが平等に分配されるか）

（カ）カタストロフ（一度に一人が死ぬリスクか、それとも一度に多くの命が奪われるリスクか）

（キ）将来世代への影響

（ク）削減可能性（そのリスクは簡単に削減できるか）

（ケ）増大か減少か（リスクが増大しているのか、減少しているのか）

（コ）自発性（そのリスクへ自発的に入っていくのか）

次に、②「未知性」因子の要素は次のとおりである。

- (サ) 被害発生プロセスの観察可能性
- (シ) さらされていることへの理解（リスクにさらされている人がそのことを正確に理解できるか）
- (ス) 影響の晩発性
- (セ) 新しさ（新奇なリスクか、古くてなじみのあるリスクか）
- (ソ) 科学的理解（科学的に理解されているリスクか）

そして、原告ら準備書面（被害総論3）26、27頁でも触れたが、本件事故による低線量被ばくをこの2因子にあてはめてみると、以下のとおり、いずれの因子にもかなり適合するとされている。

まず、「恐ろしさ因子の内容に照らしてみると、巨大津波に襲われて炉心融解という深刻な事故発生を抑えられなかったし、事故発生後も全電源喪失により核燃料の冷却ができず、それが事故後数日間続いて被害を拡大させた（制御が困難）。原子炉の建て屋の水素爆発や火災の様子が放映され、どうしたって恐ろしいという感情を抱く（恐ろしさ）。今回は免れたものの、施設の爆発や高線量放射線被ばくはそこにいる人を死に至らしめる潜在力があるし（帰結の致死性）、放出された放射性物質は遠くにまで汚染地域を広げた（世界的惨事の可能性）。事故の収束には数十年単位の長い時間を要し（リスク軽減の困難性）、とくに子どもへの放射線の影響が懸念されている（将来世代への影響）。福島県民にとってはあえて被曝線量の高い地域での生活を選んだのではないし（非自発的）、東京を含めた首都圏への電力供給のために被害を被った（不平等）」。

すなわち、上記（ア）～（オ）、（キ）、（ク）、（コ）と、10個中8個の「恐ろしさ」因子に該当している。

さらに、「未知性についても、…放射線は見たり聞こえたりするものではないし（観察が不可能）、リスクにさらされていても影響の有無を感じることはできない（さらされていることが理解困難）。発がんのような影響はただちに現れるのではなく（影響が晩発的）、施設敷地外の一般市民が大気や食品、水道

水中の放射性物質を気にしなければならない事態ははじめてである（新しいリスク）。上記（サ）～（セ）にあてはまる、つまり「未知性」因子のほぼすべてに該当している。

ウ 以上に述べてきたとおり、社会心理学の知見からも、本件事故によって原告らが健康不安を抱く過程においては、上記のような多数の要素が左右しているのであって、原告らの健康不安は、地域の汚染状況（空間線量）や客観的な健康影響の危険性と直線的比例関係には立たない。そして、原告らが抱いている健康影響への強い不安・懸念について、「いろいろな要素に影響されて歪んだ『間違い』」であると見るのは誤りであり、合理的なものであると言えるのである。

（３）個々人のとった（余儀なくされた）行動も、居住地の汚染状況のみによって規定されるものではない—社会学の知見から

ア 本件事故後の放射能に対する不安とリスク対処行動は、単に個人レベルの諸要因によって規定されているだけでなく、各人が属している家族、地域社会、職場、組織などさまざまなレベルの構造によって規定されている（甲C47・120頁）。

これは、成氏らによる「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」（第1回）に基づく研究分析によって、以下の通り明らかにされている。

イ 避難行動について（甲C53・72頁以下）

同調査に基づく分析によれば、中長期避難（1ヶ月以上の避難）について、避難しなかった者との比較において、年齢、配偶者の学歴、雇用形態（正規か非正規か）、「年長きょうだい」の有無、実家の所在地、地域類型に有意な差があった。

具体的には、年齢については、40代と比較して20代、30代の方が、職業については、被雇用者と比較して自営業や無職（専業主婦を含む）である場合に、中長期の避難を行っている。また、配偶者が高等学歴者である場合も、

中長期の避難を行っている。家族要因では、「年長きょうだい」がいないこと、実家が県外にあることが中長期の避難の確率を高めた。

地域については、「単に線量の高低にとどまらない関連を読み取ることができ」とされている（甲C53・73頁）。すなわち、線量が低い（2011〔平成23〕年4月時点で、 $2.0\mu\text{Sv}$ 未満）農村地域を基準にした場合、都市的地域は線量にかかわらず避難の確率が高まっている一方、農村地域においては、線量の高い地域（2011〔平成23〕年4月時点で、 $3.0\mu\text{Sv}$ 以上の地域）では有意差があるものの、中程度（2011〔平成23〕年4月時点で $2.0\mu\text{Sv}$ 以上、 $3.0\mu\text{Sv}$ 未満）の地域では有意差が見られなかった。これは、空間線量だけでなく、都市度が関連していることを示している。

以上によれば、居住地の空間線量のみならず、居住地の都市度、職業上の制約がないこと、配偶者が高学歴であること、「年長きょうだい」がおらず、実家が県外にあることが、中長期避難をする要因となっていると言える。

ウ 保養について（甲C46・100頁）

さらに、本件事故後、保養に出かけるという行動をとったかについても、本件事故後半年の分析では、「年長きょうだい」がいる場合や配偶者が高学歴である場合も、保養に出かけた頻度が高いという分析がなされている。

エ このように、中長期避難や保養といったリスク対処行動についてだけ見ても、居住地の汚染状況（空間線量）だけでなく、都市度、家族構成、配偶者の学歴などといった事情が関連しているのであって、居住地の汚染状況以外の事情に着目しなければ、原告らの被害の有無、程度などを判断することはできないのである。

4 被害の認定判断にあたっては、原告らの主観的受け止め方を重視すべき

(1) 大阪空港訴訟上告審判決（最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁）の判示

上述したとおり、原告らは、本件事故による放射性物質汚染によって、平穏な生活を侵害されていることによる精神的苦痛について慰謝料を求めているのであるから、原告らの被害を認定判断するにあたっては、原告らの主観的な受け止め方を重視すべきである。

これについては、大阪空港訴訟上告審の下記判示が参考になる。すなわち、同事件の原告らは、大阪国際空港の供用に伴い、航空機の発する騒音によって、身体的・精神的被害、生活妨害等の被害をこうむっているとして、人格権等に基づき、妨害排除、差止め及び慰謝料を請求しているところ、同判例は、その被害の認定判断にあたって、「人が、本件において問題とされているような相当強大な航空機騒音に暴露される場合、これによる影響は、生理的、心理的、精神的なそればかりでなく、日常生活における諸般の生活妨害等に及びうるものであり、その内容、性質も複雑、多岐、微妙で、外形的には容易に補足し難いものがあり、被暴露者の主観的条件によっても差異が生じうる反面、その主観的な受け止め方を抜きにしてはこれを正確に認識、把握することができないようなものである」と判示した。そして、検証を実施した際に受けた印象や、被害者の陳述書、アンケート調査結果などの主観的要素が含まれるものについて高い証拠価値を認めた原審の判断を維持した。

原審は、この点について、「当裁判所は、原告ら主張の被害の判断にあたっては、…原告らの陳述書につき十分の検討を要するものとする。けだし、原告らの主張する被害は、精神的・身体的影響や各種の生活妨害等多方面にわたるとともに、これらが相互に関連し合って複雑な様相を呈するものであるというのであるが、このような被害の有無は、当事者の体験を正確に測定して判定すべきものであり、その実態の把握には本人自身の訴を率直に聞くことこそ最

も適切であつて、これを度外視して客観的にのみ被害の有無を判断することはできないからである」と述べる（傍線は引用者による）。つまり、航空機の発する騒音の数値（程度）などの客観的な事実のみによって被害を判断することはできず、被害者の主観に着目しなければならないと判示している。

そして、上記判例は、この原審の判示を維持し、被害内容を正確に把握するためには、客観的な事情に拘泥せず、被害者らのその主観的な受け止め方がどのようなものであるかを把握することが必要不可欠である旨明言したのである。

（２）本件について

本件も、上記判例が触れるような被害の特質性を有する事案である。すなわち、これまで繰り返し述べてきたとおり、本件事故による放射性物質汚染は、原告らの居住地を含む地域を広範に汚染し、それによって、原告らは被ばくによる健康影響への不安・懸念を抱き、結果、家庭生活や職業生活、地域社会での生活など、あらゆる面における生活の崩壊・変容がもたらされ、さらにそれらが相互に複雑に絡み合つて、深刻な被害をもたらしており、心理的、精神的な面だけでなく、生活面にも影響があること、その内容も複雑、多岐にわたっていると言える。そして、このような生活の崩壊・変容は、外形的には容易に捕捉しがたいものである。

そして、本件は、上記判例よりも一層、その被害を外形的に捕捉しがたい事案である。すなわち、上記判例において問題とされている騒音は、それによる直接の作用によって、身体的・精神的被害、生活妨害等の被害が発生している。これに対し、放射線及び放射性物資は、それ自体は、目に見えず、においもなく、味もない、一切五感の作用で認識できないものであり、3で述べたとおり、原告ら被害者の主観（健康影響への強い不安・懸念）を介して多様な被害が発生しているのである。それゆえ、より一層、原告らの主観を重視すべきなのである。

このような被害の特質性からすれば、本件においては、居住地の空間線量や被ばく量といった客観的な事情のみによるのではなく、原告らの主観的な受け止め方を重視し、被害を認定判断すべきである。

第4 一般人・通常人を基準として平穏生活権侵害をとらえるべきである

原告らは、第3・3（1）で述べた被害構造の共通性に着目し、「生命・身体に直結する平穏生活権」を被侵害利益として主張しているところ、第3で述べた社会心理学の知見からすれば、平穏生活権侵害の有無や相当因果関係の判断にあたっては、科学的に妥当か否かを直接の基準とするのではなく、一般人・通常人を基準とした合理的な不安・懸念を、その法的保護の対象ととらえるべきである。

すなわち、第3・3（2）で述べたとおり、一般人のリスク認知は主観的なものであり、客観的・科学的なリスクの有無や程度のみでなく、様々な要素を総合考慮してなされるものである。それゆえ、一般人は、実際には低頻度の事柄を過大視したり、それだけでなく、逆に、実際には高頻度の事柄を過小視したりするものなのである。そして、一般人と専門家では、リスクやハザードを認識するときの評価基準が異なるのであって、専門家の姿勢が「正解」で、一般人が「間違い」とは言えない。つまり、科学的に見て合理的な不安・懸念か否かを問うのは、専門家によるリスク評価と一般人のリスク認知を混同するものである。しかも、前述のように、本件事故による低線量被ばくのリスクについては、科学専門家の間でも見解が分かれており、異なる科学的見解の間で、一般人である本件事故の被害者らが戸惑い、強い不安や懸念を抱くのは当然である。

また、本件事故による放射性物質汚染は、単なる一過性の事象ではなく、放射性セシウムの物理的半減期（Cs134の半減期が約2年、Cs137の半減期が約30年）に示されるように、長期にわたり続くものであって、避難生活の長期

化などからも明らかなように、本件原告らの平穩生活権侵害は、長期にわたって、人間的生存にかかわるおよそ全ての分野において長期に継続するものである。すなわち、本件事故の被害は、人間の日々の日常生活の場面において不断に長期に生じているのである。たとえ科学の専門家であったとしても、このような日常生活の場面の中では（あるいは自分の専門外の分野については）、いかなる場合においても「科学的に」合理的判断をしているわけではない（甲 C 5 2 の第 6 章参照）。このような本件被害の特質や人間のリスク認知の特性を適切に考慮すれば、被害の認定や相当因果関係の判断にあたっては、一般通常人を基準として、多くの人が不安や懸念を抱いてもやむを得ないと考えられる場合には、被害の存在及び相当因果関係が認められるべきである。

第 5 まとめ

以上述べてきたように、本件原告らの平穩生活権侵害には、現実に居住地が放射性物質によって汚染されている（本件事故前の空間放射線量 $0.04 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を上回る被ばくを余儀なくされている）という、客観的な根源が存在している。

そして、たとえ低線量の被ばくであっても、将来にわたり重大な健康影響の発言するリスクを完全に否定することはできず、また、一般人のリスク認知には、科学者のリスク認知とは異なる特性があり、本件事故のような原子力発電所事故については、リスクをより深刻に受け止める傾向があるという心理学的知見や、現に本件事故により、政府等による避難指示区域外である福島県中通り地域においても、多数の母子が強い不安を感じ無視しえない被害をこうむっているという社会学的研究の存在等を踏まえれば、本件原告らの精神的苦痛には、単に個々人の主観に帰することのできない客観的な基盤が存在すると言わざるを得ない。

このようなことからすれば、本件事故による放射性物質汚染によって、法的

権利侵害が生じたと認められるための基準を空間放射線量で表現することはできないというべきである。しかし、あえて空間放射線量を基準に表現するならば、被害者らの本件事故前の居住地における空間放射線量である $0.04 \mu\text{Sv/h}$ を上回る空間放射線量が観測されていることを基準として判断すべきである。

確かに、本件事故によって、本件事故前の空間放射線量を上回る放射線量が観測された地域は、本件原告らの居住地以外にも多数存在する。しかし、本件原告らは、被告東京電力福島第一原子力発電所の立地県である福島県及び隣接県に居住していた（または、現在も居住している）者であり、本件事故による社会的混乱もあいまって、避難による家族の別離、避難するか否かをめぐる家庭内の不和等や、いわゆる「風評被害」、差別感情などにもさらされてきたものであって、こうしたことを考えれば、少なくとも、本件原告らが本件事故以降こうむり続けてきた（今でもこうむり続けている）精神的苦痛は、法的に救済されるべきであることは明らかである。

裁判所におかれては、今後の立証（本人尋問、検証、心理学・社会学の専門家証人尋問、陳述書等）により、本件事故による原告らの被害を余すところなく理解した上で、本件事故による原告らの被害を適切に救済する判断を下されることを切望する。

以上